

## 滋賀県介護保険財政安定化基金の交付事業ならびに貸付事業に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項第1号に規定する交付事業および同項第2号に規定する貸付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の要件および額)

第2条 知事は、介護保険法第147条第1項第1号の要件を満たす市町に対し、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「政令」という。）第6条第2項の規定により算定した額を交付する。

### (交付の申込み)

第3条 基金から財政安定化基金事業交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする市町は、計画期間（介護保険法第147条第2項第1号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の最終年度の12月15日までに、財政安定化基金事業交付金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業交付金所要額計算書（別記様式第2号）
- (2) 基金事業対象収入額および費用額実績報告書（別記様式第3号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

### (交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査のうえ、交付を適当と認めるときは、交付および交付額を決定し、当該市町に対し通知するものとする。

### (交付金の交付)

第5条 前条の規定により交付の決定を受けた市町が交付金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

### (貸付の要件および額)

第6条 知事は、政令第7条第1項の要件を満たす市町に対し、同条第4項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

(借入れの申込み)

第7条 基金から財政安定化基金貸付事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町は、次に掲げる書類を、次の各項に定める期日までに知事に提出しなければならない。

1 計画期間の1年度目および2年度目において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町は、当該年度の2月15日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書A（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金所要額計算書A（別記様式第6号）
- (2) 単年度基金事業対象収入額および費用額実績報告書（別記様式第7号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 計画期間の3年度目において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町は、当該年度の12月15日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書B（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金所要額計算書B（別記様式第9号）
- (2) 基金事業対象収入額および費用額実績報告書（別記様式第3号）
- (3) 基金事業貸付金償還計画書（別記様式第10号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された借入申請書等を審査のうえ、貸付けを適当と認めるときは、貸付けおよび貸付額を決定し、当該市町に対し通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第9条 前条の規定により貸付けの決定を受けた市町が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。
- 3 貸付金の貸付けを受けた市町は、直ちに借用証書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(償還方法)

第10条 償還は、当該計画期間の借入総額を3で除して得た金額を、次期計画期間の各年度において行うものとする。

2 令和3年度から令和5年度までの計画期間（以下「第8期計画期間」という。）に貸付を受けた場合に限り、知事が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第8期計画期間の借入総額を6で除して得た金額を、令和6年度から令和8年度までの計画期間（以下「第9期計画期間」という。）および令和9年度から令和11年度までの計画期間（以下「第10期計画期間」という。）の各年度において、または第8期計画期間の借入総額を9で除して得た金額を、第9期計画期間、第10期計画期間および令和12年度から令和14年度までの計画期間（以下「第11期計画期間」という。）の各年度において償還することができるものとする。

3 第9期計画期間に貸付を受けた場合に限り、知事が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、第9期計画期間の借入総額を6で除して得た金額を、第10期計画期間および第11期計画期間の各年度において、または第9期計画期間の借入総額を9で除して得た金額を、第10期計画期間、第11期計画期間および令和15年度から令和17年度までの計画期間の各年度において償還することができるものとする。

4 当該市町は、各年度の償還金の額を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

5 知事は、市町が償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例（昭和25年滋賀県条例第44号）第4条により延滞金を徴収するものとする。

(償還期限等の延期)

第11条 知事は、基金から貸付金の貸付けを受けた市町に対し、災害その他特別の事情があると認めるものについては、貸付金の償還期限を延期することができる。各年度に行う償還についても、同様とする。

2 基金から貸付金の貸付を受けた市町は、償還期限または各年度の償還時期の延期を求めるときは、償還期限等の20日前までに、償還時期等延長申請書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。

ただし、前条第2項および第3項による償還期限の延期については、償還期限延期申請書（別記様式第13号の2）によるものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査のうえ、その可否および償還延長期限

を決定し、当該市町に対し通知するものとする。

(繰上償還)

第12条 知事は、基金から貸付金の貸付けを受けた市町が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部または一部を繰り上げて償還させることができる。

2 基金から貸付金の貸付けを受けた市町は、第10条第1項の規定にかかわらず、貸付金の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

3 基金から貸付金の貸付けを受けた市町が、貸付金の全部または一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書(別記様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第13条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町は、財政安定化基金借入台帳を整備しなければならない。

(交付金および貸付金の額の減額等)

第14条 知事は、交付金の交付または貸付金の貸付けを受ける市町が次の各号の一に該当するときは、当該市町に対する交付金もしくは貸付金の額を減額し、または交付もしくは貸付けを行わないこととすることができる。

(1) 保険料収納必要額を不当に過少に見込んだことまたは予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、交付金または貸付金の額が不当に過大となると認められるとき

(2) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付または貸付金の貸付けを受けようとしたとき

(3) この要綱に規定する交付または貸付けに係る手続きを怠ったとき

(4) 前各号のほか、知事が必要と認めるとき

2 知事は、交付金の交付および貸付金の貸付けを受けた市町が次の各号の一に該当するときは、当該市町に対する交付金の全部もしくは一部の返還を求め、または貸付金の全部もしくは一部を繰り上げて償還させることができる。

(1) 前項の第1号から第3号に該当することが判明したとき

(2) 交付金または貸付金を介護保険財政の不足額を補填する目的以外に使用したとき

(3) 前各号のほか、知事が必要と認めるとき

(報告および調査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、交付金の交付または貸付金の貸付けを受けた市町に対し、この要綱に定めるもののほか、交付金または貸付金に関する事項について報告を求め、または関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年12月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。